

【高松市立東部運動公園第1サッカー場の1／2面利用と還付対応について】

令和8年4月1日より、東部運動公園第1サッカー場で新たに1／2面の利用が可能となります。

項目	先着順申込み	抽せん申込み
公共施設予約システム	3月31日（火）午前9時から（4月7日利用分から）	4月 1日（水）午前0時から
スポーツ施設窓口	4月 1日（水）午前8時30分から	

この変更についての周知が3月下旬と直前となることを踏まえ、下記のとおり還付対応を行います。

対象施設	対象予約	還付条件	還付額
東部運動公園 第1サッカー場（全面）	令和8年3月31日までに申込み・ 利用料の支払いが完了している予約	全面又は2／3面の予約から 1／2面への変更に伴うもの	取消しする1／2面又は1／ 6面分の利用料全額